

## 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用状況

### 1 調査票情報の二次利用（統計法第32条）

平成28年度における調査票情報の二次利用（調査実施者自らによる利用）の件数は、94調査に係る579件となっている。

具体的な利用目的等としては、表1のとおり、政策の立案や効果検証に係る基礎資料、白書や加工統計の作成等への活用となっている。

### 2 調査票情報の提供（統計法第33条）

平成28年度においては、国の行政機関が公的機関に対して調査票情報を提供した件数（統計法第33条第1号に該当するもの）は、95調査に係る2,586件（提供先の内訳は、国：152件、地方公共団体：2,244件、大学：60件、独立行政法人等その他：130件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者に対して調査票情報を提供した件数（統計法第33条第2号に該当するもの）は、57調査に係る324件（提供先の内訳は、国：1件、地方公共団体：1件、大学：270件、独立行政法人等その他：52件）となっている。

このうち、公的機関における具体的な利用目的等としては、表2のとおり、上記1の調査票情報の二次利用と同様に、政策の立案や効果検証に係る基礎資料や加工統計の作成等への活用となっている。なお、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者が調査票情報の提供を受けて実施した研究の成果等については、別途取りまとめ。

- (注) 1 「平成28年度 統計法施行状況報告」本編Ⅲ（調査票情報等の利用及び提供）、資料編（資料19、20及び21）参照  
([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm))
- 2 オーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照  
(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>)

表 1 調査票情報の二次利用の具体例（平成 28 年度）

府省名	統計調査名	調査票情報の利用目的（概要）
内閣府	特定非営利活動法人に関する実態調査	「国民経済計算」の最新の基準に準拠した、非営利サテライト勘定の作成に利用
総務省	国勢調査	各種統計調査の調査区域となる調査区の境界確認に利用
	労働力調査	雇用情勢の変化等に応じた就業・失業・非労働力状態の詳細分析及び政府の経済政策・雇用政策の策定・実施に資するための資料の作成に利用
	全国消費実態調査	現在提供している「一般用マイクロデータ」について、相関関係を反映した改善を目的とした統計表の作成に利用
厚生労働省	医療施設調査 患者調査	医療法（昭和 23 年法律第号）に基づく医療計画の作成に必要な 5 疾病・5 事業、在宅医療及び医療従事者の確保に関する指標等について検討・作成するために利用
	国民生活基礎調査	「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」において、長時間労働の実態や影響を把握するために利用
	介護サービス施設・事業所調査	訪問看護ステーション等の実態を把握・分析し、平成 30 年介護報酬改定における議論の基礎資料の作成に利用
農林水産省	農林業センサス	「平成 28 年度食料・農業・農村白書」において、農業構造の変化についての分析に必要となる農業経営体の動向や農地集積の状況等を把握するために利用
	農業経営統計調査	平成 29 年度税制改正要望に当たり、農地集積の効果を検証するための資料の作成に利用
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	鉱工業指数の基準改定（2015 年基準）に利用
	経済産業省企業活動基本調査	補助金の交付企業と不交付企業による比較等により、政策効果の因果関係を示すエビデンスの特定・分析に利用
国土交通省	建築着工統計調査	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の法改正を検討するための基礎資料の作成に利用
環境省	水質汚濁物質排出量総合調査	貯水池の将来水質の予測を行うために、事業場ごとの調査票情報から、流域内の水質汚濁負荷量を集計・分析整理し、水質汚濁負荷量の基礎データの作成に利用

（注）平成28年度統計法施行状況報告による。

表2 調査票情報の提供の具体例（統計法第33条第1号の例）（平成28年度）

府省名	統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的（概要）
総務省	小売物価統計調査	地方公共団体	地方公共団体における消費者物価指数等の作成に利用
	住宅・土地統計調査	地方公共団体	地方公共団体における空家対策の検討に資するための基礎資料の作成に利用
	経済センサス－基礎調査	地方公共団体	各種統計調査の調査対象名簿の作成に利用
	経済センサス－活動調査	地方公共団体	地方公共団体における産業連関表の作成に利用
財務省	法人企業統計調査	総務省又は経済産業省	本調査によって得られた結果を「経済産業省企業活動基本調査」や「情報通信業基本調査」の調査事項の一部に代替
文部科学省	学校基本調査	地方公共団体	地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成に利用
	子供の学習費調査	厚生労働省	子供の教育に係る費用について、世帯の収入階級別、学年別、費用項目別等に把握・分析することにより、子供のいる世帯に対する生活保護基準の検証に資する基礎資料の作成に利用
厚生労働省	人口動態調査	地方公共団体	がん対策推進上の基礎資料の作成に利用
	医療施設調査	地方公共団体	在宅療養患者数及び看取り件数の将来推計を行う等、今後の在宅医療推進に関わる基本方針の検討に当たっての基礎資料の作成に利用
	賃金構造基本統計調査	地方公共団体	地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する趣旨に基づき、県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態把握に利用
	国民健康・栄養調査	独立行政法人	ダイオキシン類や重金属等食品中の汚染物質に関する安全性確保のための事業の一環に利用
農林水産省	牛乳乳製品統計調査	地方公共団体	地方公共団体における鉱工業生産指数の作成に利用
経済産業省	工業統計調査	内閣府	「国民経済計算」の年次推計の一環として、①財貨・サービスの供給と需要表、②経済活動別国内総生産・要素所得表、③経済活動別財貨・サービスの産出表の作成に利用
	商業統計調査	地方公共団体	中心市街地活性化基本計画の策定や評価に係る基礎データの作成に利用
	経済センサス－活動調査	独立行政法人	企業成長のエンジンに関するミクロ実証分析に利用

府省名	統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的（概要）
国土交通省	パーソントリップ調査	地方公共団体	市内における自動車等による移動実態を集計・分析し、超小型モビリティによるシェアリングシステム導入可能性検討の基礎資料の作成に利用
	宿泊旅行統計調査	復興庁	東日本大震災からの復興の現状及び課題についての的確に把握するための基礎データの作成に利用
	訪日外国人消費動向調査	独立行政法人	地域別インバウンドの現状分析に係る基礎資料の作成に利用

（注） 平成28年度統計法施行状況報告による。